

会 議 録

会議の名称	令和3年度第1回戸田市都市景観審議会
開催日時	令和3年9月6日～令和3年9月24日
開催方法	書面会議
出席者氏名 (委員)	岡田 智秀、荒井 歩、園 さゆり、小畑 益彦、柴田 勇、 徳川 和久、江崎 奈穂子、庄司 理、寺尾 博
欠席者氏名 (委員)	なし
事務局	都市整備部 小野部長、山崎次長兼課長 都市計画課 岡安主幹、久保副主幹、酒田主任、鈴木技師、堀田技師
内 容	諮問案件 (1) 屋外広告物禁止地域の追加指定について (2) 第2次戸田市景観計画に基づく景観指導指針(ガイドライン)の 改定について 報告案件 (3) 戸田市都市景観条例に基づく事前協議に関する報告事項について
会議結果	別紙「会議の経過」のとおり
会議の経過	別紙「会議の経過」のとおり
資 料	【概要1】 禁止地域の指定追加に関する概要資料 【資料1-1】 同上 説明資料 【資料1-2】 同上 写真等資料 【資料1-3】 屋外広告物禁止地域 区域図 【資料1-4】 参考：戸田駅西口周辺景観づくり推進地区について(解説) 【概要2】 ガイドライン改定に関する概要資料 【資料2-1】 同上 説明資料 【資料2-2】 各種ガイドラインの変遷概要について 【資料2-3】 美しい都市づくりのための公共施設等デザインガイドライン・改定案 【資料2-4】 同上 新旧対照文 【資料2-5】 屋外広告物ガイドライン・改定案 【資料3-1】 事前協議に関する報告事項説明資料 【資料3-2】 同上 事例集
議事録確定	令和3年10月20日 戸田市都市景観審議会 会長 岡田 智秀

(会議の経過)

議題・発言内容・決定事項

(1) 屋外広告物禁止地域の追加指定について

審議内容

戸田駅西口駅前広場の屋外広告物禁止地域指定について、市長からの諮問に対し、本審議会から市長に対して答申をするにあたり、委員の意見を求めました。

審議方法

資料及び電話での補足説明を踏まえ、戸田駅西口駅前広場の屋外広告物禁止地域指定に対する意見を求めました。

資料：【概要1】、【資料1-1】、【資料1-2】、【資料1-3】、【資料1-4(参考)】

回答数

賛成 9名(全員)

(意見：4名)

意見内容

委員

- ・本件の指定効果として「当該禁止地域の周辺も戸田駅西口周辺景観づくり推進地区に指定され、当該地区では建物内の屋外へ向けた広告物についても規制対象としているなど、両者の規制によって当該駅前広場の良好な景観保全が担保される」という、当該禁止地域と戸田駅西口周辺景観づくり推進地区との関係性が一般市民に理解できる説明文に留意して行って下さい。現状の説明文ですと両者の関係性が伝わらないと思います。

委員

- ・戸田駅西口駅前広場を屋外広告物禁止地域に指定することにより、広場に接する建築物の表層が広場の景観を構成する重要な要素であることを所有者に強く意識してもらえればと期待します。戸田駅西口周辺景観づくり推進地区の推進計画について良く理解してもらって下さい。

委員

- ・屋外広告物禁止地域の追加指定は、賑わいの中にも秩序が感じられる景観を形成する上で、効果のある施策であると考えます。一方で、戸田駅西口周辺景観づくり推進地区の屋外広告物の基準について、デジタルサイネージが定められて

議題・発言内容・決定事項

いますが、高さ・面積を定めているだけで、不十分な面も感じられます。現在、多くの場所でデジタルサイネージが景観上の課題となっているため、輝度や点灯時間、音声、動きの緩慢さや表示内容のシンプルさなど、細やかに誘導できると良いと考えます。

委員

- ・屋外広告物禁止地域については今後も拡充を要望します。

事務局回答

いただいたご意見を踏まえ、禁止地域指定に伴う戸田駅西口周辺景観づくり推進地区と一体性を持たせた周知方法等の検討を行うとともに、今後の景観行政推進の参考とさせていただきます。

審議結果等

委員から提出された意見を付して、答申書を取りまとめます。

(2) 第2次戸田市景観計画に基づく景観指導指針(ガイドライン)の改定について

審議内容

「美しい都市づくりのための公共施設等デザインガイドライン」、「屋外広告物ガイドライン」の改定案について、市長からの諮問に対し、本審議会から市長に対して答申をするにあたり、委員の意見を求めました。

審議方法

資料及び電話での補足説明を踏まえ、「美しい都市づくりのための公共施設等デザインガイドライン」(以下:公共施設GL)、「屋外広告物ガイドライン」(以下:屋外広告物GL)の改正に対する意見を求めました。

資料:【概要2】、【資料2-1】、【資料2-2】、【資料2-3】、【資料2-4】、
【資料2-5】

回答数

賛成 9名(全員)

(意見等: 5名)

意見内容

委員

○公共施設 G L

- ・屋外広告物 G L の事例写真には、戸田市事例は「戸田市」と表示されているのに対し、公共施設 G L にはそのような配慮が見られません。戸田市の努力アピールとして、後者にも該当事例があれば「戸田市」と表示することは可能でしょうか。
- ・ P2 : 公共施設等の整備とデザインガイドラインの関係を示した図において、「一定規模以上」の具体的な数値を表示しなくてよいでしょうか。
- ・ P9 : ポイントとなる場を特徴づける事例として、交差点部の舗装を周囲と異なるデザインにしている写真がありますが、どのような交差点であるがゆえに円形ペーブを設えたのかが伝わりません。(ラウンドアバウトでしょうか。)
- ・ P31 : 夜間景観を演出する照明事例として、歩道橋をとりあげている写真があります。照明そのものは良好な雰囲気が演出されて結構ですが、本件は装飾過多なので、紹介事例として難しくないでしょうか。

○屋外広告物 G L

- ・ P2 : 「策定の主旨」内下段の文言を修正願います。
誤/...戸田市景観計画施行から10年を経過したことを機会として、...
正/...戸田市景観計画施行から10年が経過したことを機会として、...

委員

- ・改定内容に異論はありませんが、改定内容提案外で以下のキャプションが気になりました。公共施設 G L におけるデザイン指針のキャプションの内容が、指針を示したものと写真を説明したものが混在していて気になりました。指摘事項は指針になるよう修正しています。ご検討下さい。

○公共施設 G L

- ・ P10 : 地域の顔となる個性的で魅力的なデザイン事例の写真において、「緑園都市」とありますが、「田園都市」が一般的な用語です。市で定めている目標像でしょうか。
- ・ P13 : 施設の性格や敷地の状況に応じた緑化事例の写真において、「常緑樹により木陰をつくりつつ」とありますが、落葉樹でも緑陰はできるため「高木

議題・発言内容・決定事項

により緑陰をつくりつつ」が良いと思います。

- ・P21：広い敷地を活かして緑の拠点とした事例の写真において、「敷地内のランドスケープや屋上緑化を工夫し、緑豊かなデザインとしています。」とありますが、ランドスケープの使い方が曖昧なため「敷地内の植栽計画や屋上緑化を工夫し、緑豊かなデザインとしています。」が良いと思います。
- ・P25：法面や擁壁、塀のデザインに関する事例の写真において、「ツタによって」とありますが、「ヘデラ類などのつる性植物によって」とする表現が良いと思います。

委員

- ・多くは上位計画等に合わせた改訂となっていますが、事前協議を行う中であった課題や時代や技術の変化に伴う新たな課題等が出てくると思うので、今後もバージョンアップしていけると良いと考えます。

委員

○公共施設G L

- ・P30：ユニバーサルデザインに配慮した事例写真右の説明文の文言を修正願います。

誤/障害者の誘導のためのインターホンを設置しています。

正/障害者の誘導のためのインターホンを設置しています。

委員

- ・ガイドラインの改正について、具体的な表現・事例により、わかりやすい内容となり、賛成いたします。例えば、「駅前(周囲)」などのテーマカラーやロゴなどを決めて、一般の広告にも取り入れたら、親しみやすい場所的ブランディングができて効果的なのではないかと思いました。

事務局回答

いただいたご意見を踏まえ、修正等の検討を行うとともに、今後の景観行政推進の参考とさせていただきます。

審議結果等

委員から提出された意見を付して、答申書を取りまとめます。

(3) 戸田市都市景観条例に基づく事前協議に関する報告事項について

報告内容

戸田市都市景観条例に基づく事前協議制度を開始した令和2年7月1日から令和3年6月30日までの1年間の実績報告を行いました。

報告方法

事前協議制度に関する資料等を踏まえ、報告を行いました。

資料：【資料3-1】、【資料3-2】

意見数

2名

意見内容

委員

・精力的に御指導いただいている現状が理解できました。

委員

・良好な事例を蓄積し、景観施策のPRや啓発に活かしていけると良いと思います。

事務局回答

景観形成の推進に寄与する制度でありますことから、蓄積されていく良好な事例等を参考に、周知及び啓発を続けてまいります。

以上